

扶養控除の廃止と新たな控除の 導入に関する社会保障分野にお ける論点について

平成21年12月7日

厚生労働副大臣 長浜 博行

論点 所得税・住民税の扶養控除を廃止した場合の社会保障制度への影響

- ・ 医療や福祉の制度は、保険料や一部負担を決めるに際して、所得や税額等を用いているため、扶養控除を単純に廃止した場合には、厚生労働省関連では21の制度に影響。

ただし、

- ・ 前回提案のあった所得税において「特別調整控除」が創設された場合、現在非納税者である方について引き続き非納税者となるため、この点について社会保障制度への影響はなくなる。
- ・ 前回提案のあった新たな税額控除が創設された場合、障害者や難病等の方については、負担増の影響が減殺されると思われる。
- ・ 児童を対象とした制度については、扶養控除が廃止される影響を考慮して、負担の基準を見直すことを検討。

一方、

- ・ 障害者、難病等の方、児童を直接対象としていない国民健康保険などの5つの社会保障制度について、保険料等の負担者に69歳以下の被扶養者がいた場合の対応についてどう考えるか。（負担が上がる場合がある）

扶養控除廃止の影響を受ける厚生労働省所管の制度

	関連制度	活用している事項	活用方法	概要	所得税	住民税
1	障害者自立支援制度(自己負担)	市町村民税所得割額等	自己負担の算出	市町村民税額等に応じて自己負担額の上限が設定		○
2	障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	市町村民税所得割の非課税等	自己負担の算出	障害福祉サービス等の措置入所・利用に係る費用を扶養義務者から徴収	○	○
3	精神障害者措置入院費(自己負担)	所得税額	自己負担の算出	所得税額が一定以上の場合に費用を徴収	○	
4	肝炎インターフェロン医療費助成(自己負担)	市町村民税所得割額	自己負担の算出	肝炎のインターフェロン治療に対して医療費を助成		○
5	特定疾患治療研究事業に係る医療費の支給(自己負担)	所得税額等	自己負担の算出	いわゆる難病のうち、特定疾患治療研究事業の対象疾患の患者に対して医療を給付する場合に、費用を徴収	○	
6	難病・ハンセン病患者等居宅生活支援事業(自己負担)	所得税額	自己負担の算出	在宅療養の可能な難病患者等に対して、ホームヘルプサービスの利用や、日常生活用具等を給付する場合に費用を徴収	○	
7	ハンセン病療養所非入所者給与金	課税総所得金額	支給額の制限	裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病患者及び元患者への給与金について、一定以上の所得額の者について、支給額を一部制限		○
8	原爆被爆者家庭奉仕員派遣	所得税額	対象者の限定	所得税の非課税を給付対象者の要件に	○	
9	訪問介護利用被爆者助成	所得税額	対象者の限定	所得税の非課税を給付対象者の要件に	○	
10	保育所の保育料	所得税額等	保育料の算出	所得税額等に応じて保育料を徴収	○	
11	児童入所施設等の徴収金	所得税額等	徴収金の算出	所得税額等に応じて徴収金を設定	○	○

	関連制度	活用している事項	活用方法	概要	所得税	住民税
12	助産施設における助産の実施(自己負担)	市町村民税所得割の非課税等	自己負担の算出	助産施設における助産の実施に係る費用を徴収	○	○
13	小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付(自己負担)	市町村民税所得割の非課税等	自己負担の算出	小児慢性特定疾患児に対して車いす等の日常生活用具を給付する際に費用を徴収	○	○
14	未熟児への養育医療の給付(自己負担)	市町村民税所得割の非課税等	自己負担の算出	未熟児に対して医療を給付する場合に費用を徴収	○	○
15	小児慢性特定疾患研究事業による治療研究に係る医療費の支給(自己負担)	所得税額等	自己負担の算出	慢性疾患にかかっている児童に対して医療を給付する場合に費用を徴収	○	
16	結核児童への療育の給付(自己負担)	市町村民税所得割の非課税等	自己負担の算出	結核児童に対して療育費及び日用品等を給付する場合に費用を徴収	○	○
17	国民健康保険制度(保険料等)	(保険料) 市町村民税所得割額等 (自己負担) 課税総所得金額	保険料の算出 自己負担の算出	住民税額などを基準に保険料を算定 課税総所得金額に応じて70歳から74歳までの被保険者の自己負担割合及び自己負担額の上限を設定		○
18	後期高齢者医療制度(自己負担)	課税総所得金額	自己負担の算出	課税総所得金額に応じて75歳以上の被保険者の自己負担割合及び自己負担額の上限を設定		○
19	養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)	(入所要件) 市町村民税所得割の非課税 (扶養義務者負担) 所得税額等	入所要件 自己負担の算出	養護老人ホームへの入所措置の要件のうち、所得割の非課税を要件に経済的理由を認定 養護老人ホームへの入所措置に係る費用を扶養義務者から徴収		○
20	軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の利用(自己負担)	所得税額等	自己負担の算出	軽費老人ホームの利用料等を徴収(平成3年6月30日以前から入所している方のみ)	○	○
21	職業転換給付金	所得税額	対象者の限定	所得税額を給付対象者の要件に	○	

論点 新たな控除について、従来、年収で判定していた被扶養者の範囲を外形的・実質的な状態で判定することになるが、どのように行うか。

- ・ 対象者の範囲（扶養控除廃止の趣旨と関連）
- ・ 外形的・実質的な状態の認定が技術的に可能か。（対象者の特定、どの期間その状態にあればよいのか等）
- ・ 認定事務は誰が行うのか。

などを詳細に詰める必要がある。

新たな控除の対象範囲について

23～69歳の方の外形的な状態	現在の公的な認定方法の有無	備考	関連する主な社会保障制度等
障害がある	○（障害者手帳等）	都道府県等が認定	障害者自立支援、障害者雇用
要介護・要支援認定状態である	○（要介護認定）	市町村が認定	介護保険
難病等である	○（公費負担医療制度による認定）	市町村等が認定	公費負担医療
病気や事故等により病院・自宅において長期療養している	×	病院を転院した場合や扶養者の勤務先が変わった場合、把握が困難であるが、例えば支払った医療費の額が一定以上の場合に対象とすることをどう考えるか。	高額療養費制度
高齢者（69歳以下）	○（住民票）	市町村が認定	年金、高齢者就労
失業している	△	雇用保険の受給資格者については認定可能。	就労支援 雇用保険 緊急人材育成・就職支援基金 （新たな求職者支援制度について検討中）
親族の介護をしている	×	家族の中で誰が実際に介護しているかの把握は困難であるが、例えば要介護認定を受けている方の家族を一律に認めることをどう考えるか。	介護保険
パート等の短時間労働者	△	勤務先が証明	雇用確保
就職浪人・家事手伝い等	×	—	就労支援 新たな求職者支援制度（検討中）
大学生・大学院生	○（在学証明）	学校が証明	就労支援
引きこもり	△	引きこもり状態であることの証明は困難であるが、例えば引きこもり状態の方のうち障害者等の場合には認定することが可能。	相談支援等